

○北本市執行機関の附属機関に関する条例

昭和 5 6 年 1 2 月 2 2 日

条例第 2 6 号

改正 昭和 5 7 年 6 月 3 0 日 条例第 2 3 号

昭和 6 0 年 6 月 2 4 日 条例第 1 1 号

昭和 6 2 年 3 月 1 8 日 条例第 3 号

昭和 6 3 年 3 月 2 2 日 条例第 1 0 号

平成元年 7 月 1 日 条例第 1 9 号

平成 2 年 9 月 2 0 日 条例第 2 0 号

平成 3 年 3 月 2 0 日 条例第 8 号

平成 3 年 1 2 月 2 0 日 条例第 4 3 号

平成 4 年 3 月 1 8 日 条例第 6 号

平成 4 年 9 月 2 1 日 条例第 2 4 号

平成 5 年 3 月 1 6 日 条例第 4 号

平成 6 年 3 月 1 5 日 条例第 8 号

平成 6 年 9 月 1 6 日 条例第 2 7 号

平成 7 年 3 月 1 5 日 条例第 7 号

平成 8 年 3 月 1 5 日 条例第 1 4 号

平成 1 0 年 3 月 2 5 日 条例第 5 号

平成 1 2 年 3 月 2 9 日 条例第 1 2 号

平成 1 3 年 3 月 2 8 日 条例第 1 2 号

平成 1 5 年 3 月 2 6 日 条例第 9 号

平成 1 6 年 3 月 3 1 日 条例第 3 号

平成 1 7 年 6 月 3 0 日 条例第 2 1 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日 条例第 1 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日 条例第 2 7 号

平成18年9月28日条例第49号
平成18年12月28日条例第58号
平成19年9月28日条例第22号
平成19年12月21日条例第37号
平成20年9月18日条例第23号
平成21年9月30日条例第23号
平成24年9月28日条例第23号
平成25年9月27日条例第23号
平成25年12月13日条例第39号
平成27年3月23日条例第2号
平成27年9月30日条例第26号
平成29年3月31日条例第9号
平成30年9月28日条例第29号
平成31年3月22日条例第2号

注 平成20年9月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 附属機関の組織、会議その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 5 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 北本市総合開発審議会条例（昭和 4 4 年条例第 2 2 号）は、廃止する。
- 3 北本市地名地番整備審議会条例（昭和 4 6 年条例第 1 9 号）は、廃止する。
- 4 北本市特別職報酬等審議会条例（昭和 4 3 年条例第 9 号）は、廃止する。
- 5 北本市同和対策審議会設置条例（昭和 4 7 年条例第 9 号）は、廃止する。
- 6 北本市幼児問題審議会設置条例（昭和 5 6 年条例第 2 3 号）は、廃止する。

附 則（昭和 5 7 年条例第 2 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年条例第 1 1 号）

この条例は、昭和 6 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年条例第 1 0 号）

この条例は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 1 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 2 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 8 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 4 3 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 6 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 2 4 号）

この条例は、平成 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 4 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 8 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 2 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 7 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 1 4 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年条例第 5 号）

この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 1 2 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年条例第 1 2 号）

この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年条例第 9 号）

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年条例第 3 号）

この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 21 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 27 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 49 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 58 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 19 年条例第 37 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（北本市まちづくり条例の一部改正）

4 北本市まちづくり条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成24年条例第23号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第39号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 30 年条例第 29 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第 2 条関係）

（平 20 条例 23・平 21 条例 23・平 24 条例 23・平 25 条例 23・平 25 条例 39・平 27 条例 2・平 27 条例 26・平 29 条例 9・平 30 条例 29・平 31 条例 2・一部改正）

第1 市長の附属機関

| 附属機関名 | 職務 |
|---------------------|---|
| 北本市表彰審査会 | 市長の諮問に応じ、表彰対象になった者について審査する。 |
| 北本市地名地番整備審議会 | 市長の諮問に応じ、地名地番整備事業に関する事項について調査審議する。 |
| 北本市特別職報酬等審議会 | 市長の諮問に応じ、議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する。 |
| 北本市人権推進審議会 | 市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する必要な事項について調査審議する。 |
| 北本市予防接種健康被害調査委員会 | 市長の諮問に応じ、予防接種による健康被害に関する事項について調査審議する。 |
| 北本市健康・体力づくり市民会議 | 市長の諮問に応じ、市民の健康の増進と体力の向上に関する事業計画の策定及びその推進を図るため必要な事項について審議する。 |
| 北本市行政改革推進委員会 | 市長の諮問に応じ、行政改革に関し必要な事項について調査審議する。 |
| 北本市産業振興委員会 | 市長の諮問に応じ、産業振興に関し必要な事項について調査審議する。 |
| 北本市自転車問題審議会 | 市長の諮問に応じ、駅周辺地域の自転車問題に関し必要な事項について調査審議する。 |
| 北本市情報公開・個人情報保護運営審議会 | 北本市情報公開条例及び北本市個人情報保護条例の運営について、実施機関の諮 |

| | |
|---------------------|--|
| | 問に応じ、調査審議する。 |
| 北本市男女共同参画審議会 | 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。 |
| 北本市下水道事業審議会 | 市長の諮問に応じ、下水道事業に関し必要な事項について調査審議する。 |
| 北本市総合振興計画審議会 | 市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関する事項について調査審議する。 |
| 北本市市民参画・協働推進審議会 | 市長の諮問に応じ、市民参画及び協働の推進に関する事項について調査審議する。 |
| 北本市空家等対策協議会 | 市長の諮問に応じ、空家等の対策に関する事項について協議する。 |
| 北本市公共施設等総合管理計画推進審議会 | 市長の諮問に応じ、公共施設等総合管理計画の推進に関する事項について調査審議する。 |

第2 教育委員会の附属機関

| 附属機関名 | 職務 |
|------------------|---|
| 北本市立小・中学校通学区域審議会 | 教育委員会の諮問に応じ、市内小・中学校の通学区域に関し必要な事項について調査審議する。 |
| 北本市就学支援委員会 | 教育委員会の諮問に応じ、障害のある児童生徒及び就学予定者の障害の種類及び程度の判断並びに就学に係る教育的支援に関する事項について調査審議する。 |
| 北本市人権教育推進委員会 | 教育委員会の諮問に応じ、人権教育の振興を図り、明るい地域社会づくりに寄与するために必要な事項について調査審議す |

| | |
|--------------|---|
| | る。 |
| 北本市公民館等運営審議会 | 教育委員会の諮問に応じ、公民館等の管理及び運営に関する事項について調査審議する。 |
| 北本市図書館協議会 | 教育委員会の諮問に応じ、市立図書館の管理及び運営に関する事項について調査審議する。 |